

羽島市産後ケア事業

出産後のお母さんとお子さんが産科医療機関または助産院で宿泊または通所、訪問による育児支援を受けながら、心身のケアや育児に関する相談指導を受けるサービスです。

利用を希望される場合は、事前に申請をしてください



☆ 利用できる方

羽島市に住民登録のあるお母さんと生後12か月未満のお子さん

※入院治療の必要な状態や感染症に罹患（疑い含む）している場合は、利用できません。

※兄弟の利用はできません。

☆ ケア内容

	宿泊型	通所型	訪問型
利用時間	24時間以内	7時間以内 (10:00~17:00)	3時間以内
内容	• お母さんの心身のケア • 授乳ケア（乳房ケア含む） • 育児相談、具体的なアドバイス		
利用日数の上限	• 宿泊型、通所型とも5日まで。 • 宿泊型、通所型併用の場合、7日まで。 • 訪問型は、3日まで。		

☆ 利用施設

生活保護世帯 市民税非課税世帯	委託利用施設のみ • アイリスベルクリニック • 空助産院
その他の世帯	アイリスベルクリニック、空助産院を含む医療機関での利用が可能です。

☆料金等

	宿泊型	通所型	訪問型
生活保護世帯 市民税非課税世帯	なし	なし	なし
その他の世帯 の補助額	食費を抜いた利用料の9割。ただし上限22,500円。 (多胎は乳児2人目より1,250円加算)	食費を抜いた利用料の半額。ただし上限5,000円。(多胎は乳児2人目より500円加算)	なし

・お母さんの食事代は利用料に含みませんので別途費用負担があります。また、その他赤ちゃんのミルク、おむつなどの必要物品は別途費用負担が生じることがあります。

産後ケア事業利用の流れ

- ①利用したい医療機関に自分で連絡し、利用日時を決め、下記に電話する
市に利用申請する
↓
- ②利用が決定したら、「利用依頼書」を医療機関に提出し、産後ケアを利用
利用料を全額支払う
↓
- ③利用後、医療機関が作成した「実施報告書」「領収書」と「助成申請書兼請求書」
を子育て・健幸課に提出し、利用料の補助を受ける

※生活保護世帯・市民税非課税世帯は申請方法が異なります。

お問い合わせ先：子育て相談センター羽っぴい
TEL 058-392-9979